

昭和ホールディングスは親会社としての社会的責任を果たせ！！



企業を食い物にするファンド=APF

私たち昭和ゴム労働組合は、千葉県柏市にある昭和ゴム関連に働く労働者で組織されています。

2008年6月、アジアパートナーシップファンド（APF）が第三者割当増資を引受け筆頭株主となり、昭和ゴムを完全に支配下に置きました。APFはその直後から、増資した現金をほぼそのままの身内企業に還流しただけでなく、4年間で約33億円の現金を持ち出しました。

現金がなくなると、2015年8月には1万坪・約20億円の柏の工場用地まで売却、売却代金まで身内企業に還流するなど、APFは昭和ゴムを食い物にしてきました。

団体交渉権の剥奪 その為の会社分割か！？

2008年6月に経営権を握ったAPFファンドは、昭和ゴムにあった資金をすぐ関連会社に還流しました。2009年6月に昭和ホールディングスに社名

変更、同年10月に会社分割して昭和ホールディングスは持株会社の親会社となりました。ほとんどの資産・資金は昭和ホールディングスの所有となり、全労連・全国一般昭和ゴム労働組合の組合員は子会社の社員とされ、昭和ホールディングスには組合員がいないからと団体交渉権が剥奪されました。従業員わずか200名を3つの会社に分割したこの行為は投資に反対・監視する労働組合から団体交渉権を剥奪したものでした。

会社分割を強行し子会社の利益を吸い上げ 子会社の従業員は定昇なし、ボーナスなし

現在、子会社となった昭和ゴム・ルーセントには11年間定期昇給がなく、一時金も2019年年末から5回連続「ゼロか寸志とも云えない超低額」で強行支給されています。従業員の生活は非常に逼迫してきており、昭和ゴム・ルーセントの経営者はもとより、昭和HDに対する怒りは増幅するばかりです。

2009年会社分割、2015年柏工場の土地売却以降、子会社の昭和ゴム、ルーセントが、親会社の昭和HDに支払っている多額の経営指導料・賃料が、昭和ゴム・ルーセントの経営を圧迫してきた大きな要因になっていると考えているからです。昭和ゴム・ルーセントとの団交だけでは解決せず、実質的に支配・決定している親会社昭和HDとの団体交渉・話し合いが極めて重要となっており、責任追及と併せて粘り強く団交・話し合いの要請を繰り返していきます。

新行訴最高裁上告棄却

2015年に柏工場がある土地を売却され20年間の事業用定期借地権で操業していますが事業用定期借地権は期間満了の20年後には更地にして返還しないといけないという事で20年後どうなるのか雇用問題として親会社子会社に団交を申し入れて拒否され東京都労働委員会に申立てましたが全て棄却され中央労働委員会では親会社の団交拒否は認められず子会社は4回の団交の最初の1回目の団交拒否だけ不当労働行為に認定されました。行政訴訟での東京地裁では親会社との団交拒否は認められず子会社の団交拒否は会社の団交4回とも不当労働行為に認定されました。

今年1月に東京高裁の判決が出されました。高裁の判決は親会社昭和ホールディングスとの団交については東京地裁と同様に認めませんでした。子会社2社の団交拒否についても東京地裁が認めた不当労働行為を却下し1回目の団交だけが不当労働行為とする中労委の決定に逆戻りする不当判決でした。3回の団交は1回目の団交と同じ団交申入れ事項なので不当労働行為には当たらないという団体交渉そのものを脅かす不当判決なので昭和ゴム労組だけの問題ではなく最高裁に上告し引き続き闘っていく事を決めました。弁護団会議を行い追加書面の準備を進め、共闘会議では最高裁への要請行動などを予定していた矢先8月9日最高裁から本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しないと通知が届きました。土地売却問題は都労委命令もあり子会社昭和ゴム・ルーセントとは団交で話をしますが土地を売却し事業用定期借地権を契約したのは親会社昭和ホールディングスなので団交で聞いても昭和ホールディングスの事は話さないの一点張りなので私達が心配している事が全く解消されていません。事業定期借地権も2015年契約なのであと13年しかありません。より雇用問題が緊迫してきたので、改めて要求書、団交申入書を出していきたい。

対立するファンド

どうなる?昭和ホールディングス

昨年6月に行われた昭和ホールディングスの株主総会を発端に大きな分岐点を迎えています。APFに対して、Jトラストがイギリスヴァージン諸島で起こした裁判にて選定された管財人が、昭和ホールディングスの株主総会に出席したことにより、APFとJトラストとの対立が表面化しました。昭和ホールディングスの過半数を超える筆頭株主の代理人であると主張する管財人は、新役員提案をしたが、昭和ホールディングス側はこの管財人が株主の代理人であることを認めず、総会は成立しないとし日時を改め続会としました。その後2回の継続会、今年の株主総会も成立していません。双方とも裁判を起こしている状況があり、それ次第では状況が大きく変化することが予想されます。今後の状況を見守りながら、しかし労働組合は柏の地で働き続けるため、変わらず闘いを継続していきます。



全労連・全国一般東京／千葉地本

昭和ゴム労働組合 発行 2022年11月17日

激励先: 千葉県柏市十余二 348

TEL04-7131-7049 FAX04-7131-9234